ヘ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ　18単位

(2)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ　12単位

(3)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　6単位

(4)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　6単位

ト　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヘまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからヘまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4)　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　(2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

○厚生労働省告示第八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十八条第二項の規定に基づき、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表を次のように改める。

別表

指定介護予防支援介護給付費単位数表

介護予防支援費

イ　介護予防支援費（1月につき）　430単位

注1　介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）について、所定単位数を算定する。

2　利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定しない。

ロ　初回加算　300単位

注　指定介護予防支援事業所（基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　300単位

注　利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。）の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

○厚生労働省告示第八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の複合型サービス費の注1中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

○厚生労働省告示第八十八号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号イ中「の指定」の下に「若しくは第一号通所事業（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第九十三条第一項第三号に規定する第一号通所事業をいう。この号及び第十五号において同じ。）の指定又はその双方の指定」を加え、「指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業と」を「指定通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業及び第一号通所事業」に改め、「指定通所介護の利用者の数」の下に「、指定介護予防通所介護の利用者の数及び第一号通所事業」を加え、同号ロの表中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）」を「指定居宅サービス基準」に改める。

第十一号イ中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同号ロ中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。